



## 不倫って違法？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 菊池 和史  
(函館弁護士会所属)

■北海道の山々にも緑が茂り、豊かな自然を楽しめる季節となりました。さわやかな空気に北国の夏を感じています。

■さて、今回はテーマの通り、不倫とは違法なことなのかを考えてみたいと思います。昨今、著名人の不倫がニュースで流れた際、「不倫っていけないことなの？」「違法でもない不倫で仕事を失うなんておかしい！」という話がネットで議論されていましたのは、記憶に新しいところですね。

■まず、よく耳にする「不倫」という言葉ですが、これは厳密にいうと法律用語ではありません。法律上は「不貞」といい、これは「夫婦の貞操義務に忠実でない行為」つまり配偶者のあるものが配偶者以外の者と性的な関係を結ぶことを意味します。

■では、不貞行為は犯罪にあたるのでしょうか。もちろん現代の日本の法律では不貞は犯罪とはされておりません。ですが、昔は不貞行為も犯罪とされていました。特に江戸時代では重罪とされ、不貞行為を働いたものは、男女ともに死罪と決められていました。不貞行為が犯罪ではなくなったのは、太平洋戦争後と実は最近のことなのです。

■このように不貞行為は、現行法上、犯罪ではありませんから、刑事上、「違法」とはいえません。一方、不貞行為は民法上、損害賠償責任を負う可能性があります。不貞は、夫婦間の婚姻共同生活の維持という権利ないし法的利益を侵害するものとして、不法行為にあたりうると考えられているのです。その際の慰謝料については、当該夫婦の婚姻期間の長さや不貞行為の内容を個別具体的に加味し、決められています。弁護士にご相談いただければ、具体的な額や請求方法についてアドバイスすることが可能です。

■さて、当事務所では、みなさまからの広く法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-33383-8366）」までお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-33383-5563）」でも、同様に法律相談を承っておりますので、こちらもお気軽にご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

### 暴力団排除活動の推進について

警察は、暴力団の壊滅に向けて強力な取締りを推進していることから、道民の皆様も暴力団追放

- ・「三ない運動+1」
- ・「暴力団を利用しない」
- ・「暴力団を恐れない」
- ・「暴力団に金を出さない」
- ・「暴力団と交際しない」

を合い言葉に社会から暴力団を追放しましょう。

### 暴力団追放「三ない運動+1」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力追放センター

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110